

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

第62期期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等、諸般の情勢を勘案すると共に、年間配当性向30%を基本として継続的な利益還元を実施させていただく方針としております。

このような方針に基づき、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額 460,820,960円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成19年3月30日

第2号議案 定款一部変更(1)の件

1. 変更の理由

「会社法」（平成17年法律第86号）及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）並びに「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）及び「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が平成18年5月1日に施行されたことに伴い、次のとおり変更を行うものであります。

- ①会社法施行時に定款に定めがあるとみなされている内容につき、その内容を反映する規定の新設又は変更を行うものであります（変更案第4条、第7条）。

- ②単元未満株式について、行使することができる権利を規定するものがあります（変更案第11条）。
- ③株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載すべき情報を会社法施行規則及び会社計算規則の定めに従ってインターネットで開示することにより、株主様への情報提供方法の多様化を図るため、規定の新設を行うものであります（変更案第17条）。
- ④株主総会において議決権の代理行使を行う代理人の員数を定めるものであります（変更案第19条）。
- ⑤取締役会で決議すべき事項について、取締役全員が書面等により同意の意思表示をし、かつ監査役が異議を述べなかった場合に、取締役会の決議があったとみなすことが認められたことから、迅速な意思決定を可能とするため、規定を新設するものであります（変更案第25条）。
- ⑥任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を社外監査役と締結することが認められたことに伴い、社外監査役の損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能とし、より優秀な人材の招聘を容易にするため規定を新設するものであります（変更案第35条）。併せて、社外取締役についても同様の趣旨から損害賠償責任を限定する契約を締結することを可能にする規定を新設するものであります（変更案第28条）。
- なお、社外取締役との間に責任限定契約を締結することを可能とする旨の規定を本総会へ提出することにつきましては、監査役全員の同意を得ております。
- ⑦その他、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設並びに文言の整理など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は商号を株式会社千趣会と称し、 英文ではSENSHUKAI CO.,LTD.と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は次の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. } 24. } (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は本店を大阪市に置く。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告ができないときは、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商 号)</p> <p>第1条 当社は、<u>商号</u>を株式会社千趣会と称し、英文では、<u>SENSHUKAI CO.,LTD.</u>と表示する。</p> <p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次</u>の業務を営むことを目的とする。</p> <p>1. } 24. } (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、<u>本店</u>を大阪市に置く。</p> <p><u>(機関)</u></p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、<u>次の機関を置く。</u></p> <p><u>1. 取締役会</u> <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする</u>。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(会社が発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は180,000,000株とする。 <u>ただし、株式消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第7条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株式の不発行)</p> <p>第8条 当社の株式の1単元は1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、180,000,000株とする。</p> <p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(自己の株式の取得)</p> <p>第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し)</p> <p>第9条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第10条 当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>2. 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず単元未満株式に係る株券を発行しない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1. <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2. <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り及び買増し、その他の株式に関する取扱並びにその手数料は、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人をおく。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備えおき、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取り及び買増し、その他の株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その期の定時株主総会において、権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要があるときは、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>3. <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>4. <u>第9条に定める請求をする権利</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第12条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第12条 当会社の定時株主総会は、<u>毎決算期の翌日より3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、<u>その議長となる。</u></p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役が<u>これに当る。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか<u>出席株主の議決権の過半数によって決する。</u></p> <p>2. <u>商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上によって決する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>(株主総会の招集)</p> <p>第14条 当会社の定時株主総会は、<u>毎事業年度の終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第15条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年12月31日とする。</u></p> <p style="text-align: center;">(招集権者及び議長)</p> <p>第16条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第17条 当会社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(決議の方法)</p> <p>第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2. <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当会社の議決権のある他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>2. 前項の場合において、株主または代理人は、総会毎に代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第19条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行い、当会社に保存する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(員 数)</p>	<p>(員 数)</p>
<p>第17条 当会社の取締役は10名以内とする。</p>	<p>第20条 当会社の取締役は、10名以内とする。</p>
<p>(選 任)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第18条 取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>第21条 取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p>
<p>(任 期)</p>	<p>(任 期)</p>
<p>第19条 取締役の任期は、就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p>
<p>第20条 取締役会の決議により、代表取締役を選任する。</p>	<p>第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役社長1名を選任し、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任することができる。</u> ただし、<u>取締役社長は代表取締役のうちから選任する。</u></p>	<p>2. 取締役会は、その決議によって<u>取締役社長1名、必要に応じ取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u>ただし、<u>取締役社長は代表取締役のうちから選定する。</u></p>
<p>(取締役会)</p>	<p>(取締役会)</p>
<p>第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、<u>その議長となる。</u></p>	<p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p>
<p>2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ<u>取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに当る。</u></p>	<p>2. 取締役社長に事故があるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の5日前に発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p>	<p>3. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の5日前までに発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>4. <u>取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p>
<p>(取締役会議事録)</p>	<p>第25条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、<u>取締役会の決議があつたものとみなす。</u></p>
<p>第22条 <u>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行い保存する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(取締役会規程)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>第23条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款に定めあるもののほか、<u>取締役会で定める取締役会規程による。</u></p>	<p>第26条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める取締役会規程による。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬・退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬の額及び退職慰労金の額は株主総会においてこれを定める。</p> <p>(新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第25条 当会社の監査役は5名以内とする。</p> <p>(選 任)</p> <p>第26条 監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p><u>2. 監査役は、株主総会においてその選任または解任につき意見を述べることができる。</u></p> <p>(任 期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>ただし、補欠として選任された監査役の任期は、<u>前任者の残任期間</u>とする。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(社外取締役の責任限定)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、<u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する金額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員 数)</p> <p>第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</p> <p>(削除)</p> <p>(任 期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、<u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会)</p> <p>第28条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前に発する。 ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(監査役会議事録)</p> <p>第29条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行い保存する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第30条 監査役会に関する事項については、法令及び本定款に定めあるもののほか、監査役会で定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬・退職慰労金)</p> <p>第31条 監査役の報酬の額及び退職慰労金の額は株主総会においてこれを定める。</p> <p>(新設)</p>	<p>(監査役会)</p> <p>第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の5日前<u>までに</u>発する。ただし、緊急の場合は、これを短縮することができる。</p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会<u>において</u>定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第34条 監査役の報酬等は、<u>株主総会の決議</u>によって定める。</p> <p>(社外監査役の責任限定)</p> <p>第35条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する金額とする。</u></p>
<p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第32条 当会社の<u>営業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとし、営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p>	<p>第6章 計 算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第36条 当会社の<u>事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの1年とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(利益配当金)</p> <p>第33条 <u>利益配当金は、毎決算期現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に支払う。</u> (新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</u></p> <p><u>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p>
<p>(中間配当金)</p> <p>第34条 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日<u>現在の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して、中間配当金を支払うことができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第38条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日を<u>基準日として中間配当をすることができる。</u></p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第35条 <u>利益配当金及び中間配当金は、支払確定の日から満3年を経過しても受領されないとき、当会社はその支払義務を免れるものとする。</u></p> <p>2. 未払配当金については利息をつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第39条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p>

第3号議案 定款一部変更(2)の件

1. 変更の理由

- ①当社は、平成17年12月13日開催の取締役会の決議に基づき、有効期間を平成19年12月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする平時の買収防衛策として「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針について」を導入いたしました。が、会社法（平成17年法律第86号）の施行その他買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策のあり方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、改めて「当社株式の大量買付行為に関する対応策」の導入の是非を本総会にお諮りするべく、また、株主意思を法的

に明確な形で反映させるため、当社の定款に株主総会決議事項として、「当社株式の大量買付行為に関する対応策」をその決議により定めることができる旨の規定を新設するものであります（変更案第20条）。
 ②定款第20条の新設に伴い、必要な条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款 (注)	変 更 案
<p>(新設)</p> <p>第20条 } 第39条 } (条文省略)</p>	<p>(株主総会決議事項)</p> <p>第20条 <u>当会社の株主総会においては、法令及び本定款に別段の定めがある事項をその決議により定めるほか、当社株式の大量買付行為に関する対応策をその決議により定めることができる。</u></p> <p>2. <u>前項における当社株式の大量買付行為に関する対応策とは、当社が資金調達または業務提携などの事業目的を主要な目的とせず、新株または新株予約権の発行を行うことにより、当社に対する買収の実現を困難にする方策のうち、当会社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのある者による買収が開始される前に導入されるものをいう。また、導入とは、当社株式の大量買付行為に関する対応策の具体的内容を決定することをいう。</u></p> <p>第21条 } 第40条 } (現行どおり)</p>

(注) 第2号議案が原案どおり承認可決された場合の、変更後の内容であります。

第4号議案 当社株式の大量買付行為に関する対応策導入の件

当社は、第3号議案 定款一部変更(2)の件の変更の理由に記載のとおり、平成17年12月13日開催の取締役会の決議に基づき、有効期間を平成19年12月期の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする平時の買収防衛策として「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針について」（以下「現行プラン」といいます。）を導入いたしました。会社法（平成17年法律第86号）の施行その他買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社における平時の買収防衛策のあり方につき、その後も検討を進めてまいりました。その結果、平成19年2月2日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上のための取り組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、下記のとおり当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます）を導入することを決定いたしました。本プランは、当社の資本政策の根本に関する重要問題であり、株主の皆様のご意向を反映させることが適切であると判断いたしましたので、第3号議案 定款一部変更(2)の件が承認されることを条件として、その導入をお諮りするものであります。

I. 当社における企業価値・株主の皆様の共同の利益向上のための取り組み

1. 企業価値最大化に向けた取り組みの概要

当社は、企業価値の向上を実現するため、平成17年1月から平成19年12月までの3年間を計画期間とする「中期経営計画」を策定し実行しております。当社は、この「中期経営計画」を着実に実行することが当社の企業価値を向上させ、ひいては株主の皆様のご期待

に出来る場所であると確信しております。また、平成17年度より株主の皆様への利益還元について新たな方針を掲げておりますが、今後も業績に応じた利益還元を積極的に実施してまいります。更に、今後企業にとってCSR（社会的責任）とコンプライアンス（法令遵守）がますます求められております。当社は、これらの実践を経営の重要課題として位置付け、その結果として業績を上げることで更なる企業価値（株主価値）の向上を図ってまいります。

2. 「中期経営計画」の基本方針

当社は、中期経営計画の基本方針として、下記の3つの方針を掲げております。

①中核事業の収益力強化

カタログ通販事業、特に20代後半から30代の女性を中心顧客とした既存分野については無理な売上拡大は狙わず、収益力の強化に重点を置きます。

②成長分野への積極投資

20代から40代への「顧客年齢層の拡大」と、インターネット・店舗への「チャネルの拡大」による売上成長を実現するため、積極的な投資を行います。

③ブランド価値向上

「すごくトキメク、とてもワクワク」をスローガンとして、お客様の心に響く「ベルメゾン」になるための活動を全社員が徹底的に行います。

3. 重点戦略の進捗状況

① SCM（商品供給一連管理）の推進

即時供給率（注文時点で在庫がある割合）、荷分れ率（1回の注文に対する出荷回数の割合）に関する平成18年度の実績は、カタログの在庫引当ルール（受注した全ての商品在庫の状況で出荷時を判定するルール）の変更及び「私たちの暮らす服」の売上が増加したことにより、その計画値に対し未達となりました。他方、直輸入比率は、計画に対し順調に推移しております。中期経営計画の最終年度である平成19年度におきましては、計画値の達成を目指して推進してまいります。

② カタログ・ポジショニングの見直し

平成18年度もそれぞれのカタログのポジショニングの見直しを行い、前年より更なる総発行部数の削減を実現しております。カタログのポジショニングの見直しにつきましては、今後も継続して行います。

③ 女性の顧客基盤を20代から40代の幅に広げる

20代…20代向けのネット・モバイルによる商品販売やサービスの強化を図るため、ネット限定ショップ「エディテ」、株式会社ディー・エヌ・エーとの合弁会社による携帯電話専用のファッション系ショッピングサイト「モバコレ」、子会社による携帯サイト「ショプラット」、更に、バンダイネットワークス株式会社と共同で行う携帯電話（NTTドコモ i モード向け）情報ショッピングサイト「ランラン ランキング」をそれぞれオープンいたしました。

40代…40代向けカタログ2誌「Rashisa（ラシサ）」及び「Luxe Living（リュクス リビング）」を発行しており、また、「私たちの暮らす服」による40代顧客の継続率の向上や新規会員の獲得強化に取り組んでおります。

④インターネット利用の拡大

平成18年度のインターネット売上は、ベルメゾンネットにおけるアフィリエイトやWeb上での販売に限定した商品の開発強化を図ったことにより、全体で557億円（前期比22.6%増）、そのうち携帯電話による売上も125億円（前期比14.3%増）に拡大しております。また、純インターネット売上（真水）は、254億円（前期比52.2%増）となりました。

⑤店舗事業の展開

平成18年度も新たに「ベルメゾンマーケット」の八尾店（大阪府八尾市）を出店し、合計7店舗といたしました。今後は、各店舗におけるお客様の購買動向や店舗に合った当社カタログ商品を検討しながら順次、店舗展開を行う予定です。

⑥商品企画・開発力の強化

マーチャンダイジング・プロセス（商品の企画・開発の手順）の見直しと商品開発のマネジメント体制の再構築を現在進めております。

⑦サービスの強化

「ベルメゾンコールセンター」における受注体制の強化や商品お届け日数の短縮等、様々な顧客サービスの強化に取り組んでおります。

4. 利益還元方針

平成17年度より年間配当性向30%を基本方針としております。ただし、平成17年度決算につきましては、減損会計の早期適用の影響による減益を考慮し、前年度同額の1株当たり年16円の普通配当としたうえで、創立50周年記念配当2円を加えて実施いたしました。平成18年度以降も年間配当性向30%を基本とし、継続的な利益還元を努めてまいります。

II. 本プラン導入の目的

以上のとおり、当社グループにおきましては、これまでの経営方針を維持しつつ、更なる成長を実現し、企業価値の向上・株主の皆様の共同の利益の向上を図るための諸施策の実行に邁進する所存ですが、近年の資本市場においては、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意などのプロセスを経ることなく、突如として大量の株式の買付けを強行するといった動きが顕在化しております。

当社は株式の大量の買付けであっても、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。また、会社の支配権の移転を伴うような大量の株式の買付け提案に応じるか否かの判断は、最終的には株主の皆様の総意に基づき行われるべきものであります。

しかし、株式の大量の買付行為の中には、特定の資産や技術のみを買収の対象とするなど、その目的等から見て企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提

案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするものなど、対象会社の企業価値・株主の共同の利益に資さないものも少なくありません。

とりわけ、当社におきましては、「中期経営計画」の下で企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保・向上させていくためには、前記のとおり、①中核事業の収益力強化を遂行すること、②成長分野への積極投資をすること、③ブランド価値向上を図ること等に重点を置いた経営の遂行が不可欠であり、これらが当社の株式の買付けを行う者により中長期的に確保され、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益は毀損されることとなります。

更に、当社グループの事業は、カタログ事業と頒布会事業を合わせた通信販売事業、法人向けの商品・サービスを提供する法人事業、旅行・クレジットなどを主とするサービス事業等、幅広く展開しております。従って、株主の皆様が仮に当社株式の大量買付けの提案を受けた場合、幅広い事業を展開している当社グループの企業価値を構成する様々な要素を十分に把握した上で、当該買付けに応じることの是非を適切に判断することは必ずしも容易ではありません。

そこで、当社においてはこうした事情に鑑み、企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上を目的として、当社株式に対する大量買付行為が行われる場合に、買付者及び買付提案者（以下、併せて「買付者等」といいます。）に対して事前に当該買付行為に関する情報提供を求め、これにより買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保すること、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を

可能とするための枠組みとして、本プランの導入を決定いたしました。

なお、本プラン導入を決定した時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して大量買付行為に関する提案を受けている事実はありません。当社の株主の状況につきましては、【別紙1】をご覧ください。

Ⅲ. 本プランの内容

1. 対象となる買付け等

本プランにおいては、次の①又は②に該当する買付けがなされる場合に、本プランに定める手続に従い発動されることになります。

①当社が発行者である株券等（注1）について保有者（注2）の株券等保有割合（注3）の合計が20%以上となる買付け

②当社が発行者である株券等（注4）について、公開買付け（注5）に係る株券等の株券等所有割合（注6）及びその特別関係者（注7）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

注1：証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注2：証券取引法第27条の23第3項に規定する保有者を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注3：証券取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注4：証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。

注5：証券取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注6：証券取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。

注7：証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第1項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。

2. 買付者等に対する情報提供の要求

買付者等が買付け又はその提案（以下、併せて「買付け等」といいます。）を行う場合には、当社取締役会が別段の定めをした場合を除き、まず、その実施に先立ち、当社に対して当該買付者等が買付けに際して本プランに定める手続を遵守する旨の意向表明書を提出していただきます。意向表明書は当社の定める書式によるものとし、買付者等の名称・住所・設立準拠法・代表者の氏名・国内連絡先・買付け等の概要を明示していただきます。

次に、当社は、意向表明書受領後5営業日以内に、買付者等に対し、当社株主の皆様への判断及び当社取締役会としての意見形成等のために提供していただくべき情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを交付します。提供していただく情報の具体的内容は、買付者等の属性、買付け等の内容により異なりますが、項目の具体例としては以下のものが挙げられます。

(1) 買付け等の具体的内容

- ①買付けの目的、方法及び内容（買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付け実行の確実性等を含みます。）
- ②買付け等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存する場合にはその内容
- ③買付対価の内容（価額・種類等）、対価の算定根拠（算定の前提となる事実や仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠等を含みます。）

- ④買付資金の裏付け、買付者等に対する資金の供与者（実質的供与者を含みます。）の具体的名称及び資金の調達方法（関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤買付けを行った後の当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等の内容
- ⑥買付け後における当社及び当社グループの従業員、取引先、顧客等の利害関係人の処遇方針
- ⑦その他、当社が合理的に必要と判断する情報

(2) 買付者等に関する事項

買付者等及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及びファンドの場合は組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、経歴又は沿革を含みます。）、事業内容、財務状態、経営状態及び業績、過去の企業買収の経緯及びその結果、過去の法令違反行為の有無とその内容、役員の経歴等

当社は、当初提供していただいた情報だけでは、株主の皆様の判断に資する意見を形成するには不十分であると考えられ、かつ、追加情報の必要性につき特別委員会からも書面による賛同を得られる場合、十分な情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくよう要請します。

意向表明書が提出された事実及び当社に提供された情報については、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。

3. 買付内容の検討・買付者等との交渉・代替案の提示

上記2.に基づき、当社が求めた情報が十分に揃った後、当社取締役会によるこれらの情報の評価・検討、買付者等との交渉あるいは当社買付け等に対する意見形成、代替案の策定等を行うための時間的猶予として、当該買付け等の内容に応じて下記①又は②による期間（以下「評価期間」といいます。）を設定します。買付けは、この評価期間が経過した後に初めて実施され得るものとします。

①対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合には60日

②その他の買付けの場合には90日

当社取締役会は、評価期間内において、買付者等から提供された情報・資料に基づき、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付内容の評価・検討等を行います。また、当社取締役会は、必要に応じて、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から当該買付内容を改善させるために、当該買付者等と協議・交渉を行うと共に、株主の皆様に対する代替案の提示を行うものとします。

なお、当社取締役会は、評価期間内に本プランの発動又は不発動に関する決定を行うに至らない場合には、その決議により、買付者等の買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の作成等に必要とされる範囲内で評価期間を延長することができます（なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様とします。）。この場合、当社取締役会は評価期間を延長するに至った理由、延長期間その他適切と認める事項について、当該延長の決議後速やかに情報開示を行います。

4. 特別委員会による勧告

(1) 特別委員会について

当社は、上記3. に定める買付者等との協議、交渉、評価期間の延長、及び下記(2)に定める発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、現行プランにおいても特別委員会を別途設置しております。

本プランの導入に際しまして、現行プランにおける特別委員会が引き続き、その任にあたることといたします。

特別委員会は、【別紙2】特別委員会規程に定められた手続に従い、買付者等の買付内容につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。特別委員会が評価・検討等を行うに当たっては、その判断が企業価値、株主の皆様の共同の利益に適うものとなることを確保するため、当社の費用により独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしています。

特別委員会の決定は、原則として構成員全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重して最終的な決定を行います。

特別委員会を構成する委員は3名以上とし、概要として以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任され、原則として当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者をいいます。なお、特別委員会の委員の氏名及び略歴は【別紙3】のとおりです。

- ①現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、併せて「当社等」といいます。）の取締役（ただし、社外取締役を除きます。以下同じ。）、又は監査役（ただし、社外監査役を除きます。以下同じ。）等となったことがない者
- ②現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者
- ③当社等との間に特別利害関係がない者
- ④実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士、若しくは有識者又はこれらに準ずる者

(2) 特別委員会による本プラン発動の勧告

特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由（以下「発動事由」といいます。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動（具体的な対抗措置の内容は下記6.に記載のとおりです。）を勧告します。

- ①本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合
- ②次の（i）から（iv）までに掲げる行為等により、当社の企業価値・株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合
 - （i）買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにも拘わらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社側に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）。

- (ii) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと。
 - (iii) 当社又は当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること。
 - (iv) 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜けること。
- ③強圧的二段階大量買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと。）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合
- ④当社に、当該買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付け等である場合
- ⑤当社株主に対して、本必要情報その他買付け等の内容を判断するために合理的に必要なとされる情報を十分に提供することなく行われる買付け等である場合

- ⑥買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付け実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適当なものである場合
- ⑦当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうおそれのある買付け等である場合
- ただし、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何に拘わらず、上記勧告後買付者等が買付けを撤回した場合、その他買付け等が存しなくなった場合、又は上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止又は撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(3) 特別委員会による本プラン不発動の勧告

特別委員会は、買付者等が上記2. 及び3. に定める情報提供並びに評価期間の確保、その他本プランに定める手続を遵守していると判断し、その他、買付者等から提供された情報・資料の評価・検討並びに当社取締役会による買付者等の協議・交渉の結果、買付者等による買付け等が、発動事由のいずれにも該当しないと判断するに至った場合には、当社取締役会に対して本プランの不発動を勧告します。

ただし、特別委員会は、当該判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由のいずれかに該当すると認められるに至った場合には、改めて本プランの発動を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

5. 取締役会の決議

当社取締役会は、上記4. による特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定いたします。当社取締役会は、かかる決定を行った場合、当該決定の概要、特別委員会の勧告の概要その他当社取締役会が適切と認める事項について、決定後速やかに情報開示を行うものとします。

なお、発動の決定後に、本プランの発動の中止又は撤回が決定された場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じないこととなりますので、1株当たりの株式の価値に希釈化が生じることを前提にして売買を行った場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

6. 具体的方策の内容

当社取締役会が不適切な買付け等に対抗するための具体的方策は、【別紙4】「新株予約権無償割当の要項」に記載の新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当の方法による発行によります。

本新株予約権の主な内容は、以下のとおりです。

(1) 割当対象株主

本新株予約権の発行に関する決議（以下「本新株予約権発行決議」といいます。）を行う時に当社取締役会が定める基準日（以下「割当期日」といいます。）における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有株式（ただし、当社の保有する当社株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

(2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、別途調整がない限り1株とします。

(3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の保有する当社株式の数を除きます。）を上限とします。

(4) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

本新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額は、1円とします。

(5) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当の効力発生日から3週間を経過した日から6ヶ月を経過した日までとします。ただし、行使期間の最

終日が払込取扱場所の休業日にあたる時は、その翌営業日を最終日とします。

(6) 本新株予約権の行使条件

1) 「特定大量保有者」、2) 「その共同保有者」、3) 「特定大量買付者」、4) 「その特別関係者」、若しくは5) 「上記1ないし4記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者」、又は6) 「上記1ないし5記載の者の関連者」のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができます。また、国内外の適用法令上、本新株予約権を行使することにより所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません。なお、上記に用いられる用語の定義及び詳細については、【別紙4】「新株予約権無償割当の要項」をご参照下さい。

(7) 本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当の効力発生日から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1個を交付することにより、上記(6)記載の1)ないし6)のいずれにも該当しない者の有する新株予約権を取得することができます。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、上記(6)記載の1)ないし6)のいずれにも該当しない者が存在すると

当社取締役会が認める場合には、上記取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日において、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1個を交付することにより、上記(6)記載の1)ないし6)のいずれにも該当しない者の有する新株予約権を取得することができるものとし、その後も同様とします。

(8) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

7. 本プランの有効期間並びに継続、廃止及び変更

本プランの有効期間は、平成19年12月期にかかる定時株主総会の終結の時までとします。ただし、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。従って、本プランは株主の皆様のご意向によってこれを廃止させることが可能です。

また、当社は証券取引法等、関係法令等の改正・整備等を踏まえた当社取締役会の検討に基づき、企業価値・株主の皆様の共同の利益の確保・向上の観点から、必要に応じて本プランを見直し、又は変更する場合があります。

本プランが廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実、並びに変更の場合には変更内容その他当社取締役会が適切と認

める事項について、情報開示を速やかに行います。

IV. 本プランの合理性を高めるためのしくみについて

1. 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記Ⅱ「本プラン導入の目的」にて記載したとおり、当社株式に対する買付け等がなされた際に、当該買付けに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものであります。

3. 株主意思を重視するものであること

本プランは、本総会において株主の皆様のご承認を得て導入されるものであり、その有効期間は平成19年12月期に係る定時株主総会の終結の時までです。

しかしながら、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランを廃止する旨の議案が承認された場合、又は

当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとされており、その意味で、本プランは株主の皆様のご意向が反映されることになっております。

4. 合理的かつ客観的な発動事由の設定

本プランは、上記Ⅲ 4. (2)に記載したとおり、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。そして、かかる発動事由は、わが国における裁判例の分析や上記「指針」等を参考に、適切かつ合理的な買収防衛策のあり方を精緻に分析した上で設定されたものであります。

買付者等による買付け等の発動事由等の該当性の判断については、特別委員会が特別委員会規程に定められた手続に従ってこれを行い、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定します。

5. 特別委員会の設置

当社は、買付者等との協議、交渉、評価期間の延長及び発動事由の該当性等に関する当社取締役会の判断の客観性・合理性を担保するため、特別委員会を別途設置しております。

特別委員会は、かかる特別委員会設置の目的に鑑み、上記Ⅲ 4. (1)に記載する条件を満たす、当社取締役会から独立した者からの

みで構成され、また、当社の費用により、独立した第三者である専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士等）の助言を得ることができるものとしております。

特別委員会は、特別委員会規程に定められた手続に従い、発動事由の該当性等につき評価・検討し、当社取締役会に対する勧告を行います。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重し、本プランの発動若しくは不発動、あるいは発動の中止又は撤回を最終的に決定します。

6. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成された取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能であります。

従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

V. 株主及び投資家の皆様への影響

1. 本プランの導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの導入時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

2. 本新株予約権の発行時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当による本新株予約権の発行決議を行った場合、当該決議において定められる割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

3. 本新株予約権の発行に伴って株主の皆様に必要なとなる手続

(1) 当社取締役会が本プランの発動を決定し、新株予約権無償割当による本新株予約権の発行決議を行った場合、当社取締役会で割当期日を定め、これを公告します。割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その有する株式の数に応じて本新株予約権が割当てられますので、株主の皆様におかれましては、公告された割当期日までに名義書換の手続を行っていただく必要があります（なお、証券保管振替機構への預託を行っている株券につきましては、名義書換の手続は不要です。）。

(2) 本新株予約権行使の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（株主ご自身が特定大量保有者ではないこと等の誓約文書を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。株主の皆様におかれましては、当社取締役会が別途定める権利行使期間内にこれらの必

要書類を提出したうえ、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株の当社普通株式が発行されることとなります。

ただし、当社が本新株予約権を当社株式と引換えに取得することができる場合とは、当社が取得の手続を取れば、当社取締役会が取得の対象として決定した本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することとなります。そのため、この場合、本新株予約権の行使請求書等の送付はいたしません。かかる株主の皆様には、別途ご自身が特定大量保有者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。

以 上

【別紙1】

株主の状況

1. 所有者別株式分布状況（平成18年12月31日現在）

■金融機関	(9,947単元／21.08%)
■外国法人等	(4,844単元／10.27%)
■証券会社	(532単元／1.13%)
■自己名義株式	(1,548単元／3.28%)
■その他の法人等	(17,347単元／36.78%)
■個人その他	(12,951単元／27.46%)

2. 大株主の状況（平成18年12月31日現在）

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	議 決 権 比 率
(株) ブ レ ス ト シ ー プ	3,436,000株	7.53%
日興プリンシパル・インベストメンツ(株)	3,400,000	7.45
凸 版 印 刷 (株)	1,838,147	4.03
(有) 左 右 山	1,792,857	3.93
大 日 本 印 刷 (株)	1,509,663	3.31
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505019	1,288,440	2.82
日本トラスティ・サービス信託銀行(株)(信託口)	1,229,000	2.69
(株) 三 井 住 友 銀 行	1,165,370	2.55
(株) み ず ほ 銀 行	1,019,961	2.23
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	988,307	2.17

(注) 当社の自己株式として、1,548,297株を保有しております。

3. 当社役員及びその家族の持株数状況（平成18年12月31日現在）
合計持株数 1,713,726株 議決権比率 3.75%
4. 直近の大量保有報告状況（平成18年12月31日以降）
該当報告はありません。

以 上

【別紙2】

特別委員会規程

第1条（目的）

当社株式の大量買付行為に関する対応策（以下「本プラン」という。）の特別委員会については、本特別委員会規程による。

第2条（権限及び義務）

特別委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、買付け等の内容について提供された情報に基づき評価・検討を行い、必要があれば、評価期間の延長を勧告したり、当社代表取締役等を通じて買収予定者と交渉するなどにより、買付け等が当社の企業価値・株主の共同の利益のために改善されるように努め、最終的に、本特別委員会規程の定めるところに従い、第9条に定める発動事由の有無につき判断し、本プランを発動するか否かにつき当社取締役会に対し勧告を行うものとする。

- 2 特別委員会は買付者等から当社取締役会に対して提供された全ての資料及び当社取締役会によるこれらの情報に対する評価等、特別委員会における決議及び勧告のために必要な情報の提出を当社取締役会に求めることができる。
- 3 特別委員は前項に定める事項につき、善良なる管理者の注意をもって行う。

第3条（構成者と役割）

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

- 2 特別委員会は、特別委員会委員の全員をもって構成する。
- 3 特別委員会の委員は、3名以上とする。

- 4 特別委員会の委員は、以下の条件を満たした者の中から当社取締役会により選任されるものとし、原則として、当社に対する善管注意義務条項等を含む委任契約を当社との間で締結しなければならない。
- (1) 現在又は過去において当社、当社の子会社又は関連会社（以下、合わせて「当社等」という。）の取締役（ただし、社外取締役を除く。以下同じ。）、又は監査役（ただし、社外監査役を除く。以下同じ。）等となったことがない者
 - (2) 現在又は過去における当社等の取締役又は監査役の親族でない者
 - (3) 当社等との間に特別利害関係がない者
 - (4) 実績ある法人経営者、弁護士、公認会計士、若しくは有識者又はこれらに準ずる者
- 5 特別委員会は、当社に対する買付け等がなされた場合、買付け等の内容について情報収集・検討を行い、当社の企業価値・株主の共同の利益に資するか否かという観点から意見を述べ、決議に参加しなければならない。専ら自己又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

第4条（開催）

特別委員会は、第5条の規定に基づき、各特別委員会委員が招集した際に、開催する。

第5条（招集権者）

特別委員会は、各特別委員会委員が招集する。

- 2 当社代表取締役社長（代表取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた他の取締役。以下同じ。）は、各特別委員会委員に特別委員会の招集を要請することができる。

- 3 前項の規定による請求があった日から3日以内に特別委員会の招集の通知が発せられない場合は、当社代表取締役が特別委員会を招集することができる。

第6条（招集通知）

特別委員会の招集通知は、各特別委員会委員に対し開催日の3日前までに発信する。ただし、緊急のときはこれを短縮できる。

第7条（招集手続の省略）

特別委員会は、特別委員会委員の同意があれば、招集の手続を省略して開催することができる。

第8条（決議方法）

特別委員会は、特別委員会委員の全員が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。ただし、特別委員会委員がやむをえない理由により欠席した場合には、特別委員会委員の過半数が出席して成立し、出席者の過半数の賛成をもって決議する。

- 2 特別委員会委員が特別委員会を欠席するときは、原則として開催日の前日までに、その旨を理由とともに書面で事務局に届出なければならない。
- 3 議案に関し特別の利害関係がある特別委員会委員は、決議に加わることができない。

第9条（勧告）

特別委員会は、買付者等による買付け等が以下の事由（以下「発動事由」という。）のいずれかに該当し、本プランを発動することが相当と認められる場合には、当社取締役会に対して、本プランの発動を勧告する。

- ①本プランに定める手続を遵守しない買付け等である場合

②次の（i）から（iv）までに掲げる行為等により、当社の企業価値・株主の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付け等である場合

- （i）買付者等が真に会社経営に参画する意思がないにも拘わらず、ただ株価をつり上げて、買い占めた株式について当社側に対して高値で買取りを要求すること（いわゆるグリーンメイラーであること）。
- （ii）当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業経営上必要となる重要な知的財産権、ノウハウ、企業機密情報、主要取引先や顧客等の資産等を廉価に取得する等、会社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うこと。
- （iii）当社又は当社グループ会社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用すること。
- （iv）当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の不動産、有価証券等の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜けること。

③強圧的二段階大量買付け（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うこと。）等、当社の株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付け等である場合

④当社に、当該買付け等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えることなく行われる買付け等である場合

- ⑤当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成等のために必要な情報その他買付け等の内容を判断するために合理的に必要とされる情報を十分に提供することなく行われる買付け等である場合
- ⑥買付け等の条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付け実行の確実性、買付け後における当社の従業員、取引先、顧客その他当社に係る利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑み著しく不十分又は不適當なものである場合
- ⑦当社の持続的な企業価値増大の実現のために必要不可欠な従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社に係る利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうおそれのある買付け等である場合

ただし、特別委員会は、権利確定のための基準日の前後の如何に拘わらず、上記勧告後買付者等が買付け等を撤回した場合、その他買付け等が存しなくなった場合、又は、上記勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じ、買付者等による買付け等が発動事由に該当しないと判断するに至った場合には、改めて本プランの発動の中止又は撤回を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができる。

- 2 特別委員会は、決議の結果を、理由を付して、速やかに当社取締役会に勧告する。
- 3 当社取締役会は、前項の特別委員会の勧告を最大限尊重して、最終的な決定を行う。
- 4 特別委員会の勧告内容については、当該事項についての当社取締役会の決議内容を発表する際に公表する。

第10条（諮問）

特別委員会が必要とするときは、当社取締役、監査役、相談役、顧問、執行役員、会計監査人又は従業員を特別委員会に出席させて、必要な事項の報告を求め、意見を述べさせることができる。

- 2 特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

第11条（議事録）

特別委員会の議事については、その経過要領及び結果を記載した議事録を作成し、出席した特別委員会委員が記名押印する。

- 2 議事録は欠席した特別委員会委員に対し、すみやかに回覧する。

第12条（事務局）

特別委員会の事務局は当社法務・審査部とする。

第13条（本規程の改廃）

この規則の改廃は、当社取締役会の決議による。

第14条（実施）

本規程は、平成18年1月19日より実施する。

本規程は、平成19年3月29日より改訂実施する。

以 上

【別紙3】

特別委員会委員の略歴

矢部 丈太郎（やべ じょうたろう）

略歴：昭和14年 出生

昭和38年 公正取引委員会事務局入局

平成9年 公正取引委員会事務総長

平成10年 公正取引委員会退官

平成11年 大阪大学大学院法学研究科教授

平成14年 大阪大学退官

同 年 財団法人公正取引協会副会長

平成16年 実践女子大学人間社会学部教授（現任）

平成17年 株式会社オンワード樫山社外監査役（現任）

同 年 第一製薬株式会社社外取締役（現任）

同 年 第一三共株式会社社外取締役（現任）

平成18年 財団法人公正取引協会副会長退任

小林 敏男（こばやし としお）

略歴：昭和35年 出生

昭和63年 大阪大学経済学部助手

平成3年 経済学博士の学位取得（大阪大学）

平成15年 大阪大学大学院経済学研究科教授（現任）

平成17年 金融庁 公認会計士第2次試験委員（現任）

森本 宏（もりもと ひろし）

略歴：昭和35年 出生

昭和62年 弁護士登録（大阪弁護士会）

同 年 北浜法律事務所入所

平成4年 北浜法律事務所パートナー（現任）

平成7年 日本金銭機械株式会社社外監査役（現任）

平成18年 当社社外監査役（現任）

以 上

【別紙 4】

新株予約権無償割当の要項

(a) 本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

- 1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
- 2) 本新株予約権を取得すると引換えに当社普通株式を交付（当社普通株式を発行すること又はこれに代わる当社の有する当社普通株式を移転することを合わせていう。以下同じ。）する数及び本新株予約権の行使により当社普通株式を新たに交付する数は、下記(b)に定める数とする。ただし、下記3)により対象株式数（下記3)により定義される。）が調整される場合には、当該調整後の対象株式数に本新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。
- 3) 各本新株予約権の取得又は行使により当社普通株式を交付する数（以下「対象株式数」という。）は、1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、対象株式数は次の算式により調整されるものとする。

調整後対象株式数＝調整前対象株式数×分割・併合の比率

なお、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で取得又は行使されていないものについてのみ行われ、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとし、現金による調整は行わない。また、これらの端数処理については、その後生じた対象株式数の調整事由に基づく対象株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前対象株式数に適切に反映したうえで、調整後対象株式数を算出するものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

- 1) 各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額は、行使価額（下記2)により定義される。）に対象株式数を乗じた価額とする。

- 2) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当社普通株式1株当たりの額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。
- (3) 本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額の払込取扱銀行及び払込取扱場所

本新株予約権発行決議において、当社取締役会が定める。

- (4) 本新株予約権の行使期間

下記(d)の本新株予約権無償割当の効力発生日から3週間を経過した日から6ヶ月を経過した日までとする。ただし、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とする。

- (5) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合、株式の発行価額の全額を資本金に組入れるものとし、資本金に組入れない額は0円とする。

- (6) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。

- (7) 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会の決定により、本新株予約権の無償割当の効力発生日（下記(d)により定義される。）から本新株予約権の行使期間が満了する時までの間で当社取締役会が定める日において、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1個を交付することにより、下記(e)(1)記載の1)ないし6)のいずれにも該当しない者の有する新株予約権を取得することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち、下記(e)(1)記載の1)ないし6)のいずれにも該当しない者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日において、本新株予約権1個につき対象株式数の当社普通株式1個を交付することにより、下記(e)(1)記載の1)ないし6)のいずれにも該当しない者の有する新

株予約権を取得することができるものとし、その後も同様とする。

(8) 合併・会社分割・株式交換・株式移転の場合の本新株予約権に係る義務の承継

当社が消滅会社となる合併、当社が分割会社となる吸収分割又は新設分割、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合は、当該時点において取得もしくは行使又は消却されていない本新株予約権に係る義務を、合併の場合には当該合併後存続する会社（以下「吸収合併存続会社」という。）又は当該合併により設立する会社（以下「新設合併設立会社」という。）に、吸収分割の場合には当該吸収分割の分割会社とその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する会社（以下「吸収分割承継会社」という。）に、新設分割の場合には当該新設分割の設立会社（以下「新設分割設立会社」という。）に、株式交換又は株式移転の場合には当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下「株式交換完全親会社」又は「株式移転設立完全親会社」といい、以上の6者を併せて「存続会社等」という。）に、以下の決定方針に基づき承継させることができる。ただし、それぞれの場合について、本新株予約権に係る義務の承継に関し、以下の決定方針に沿う記載のある合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画の議案につき当社の株主総会の承認を受けた場合に限るものとする。

- 1) 承継された本新株予約権の目的たる株式の種類
存続会社等の普通株式
- 2) 承継された本新株予約権の目的たる株式の数
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1株未満の端数は切り捨てる。
- 3) 承継された各本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額
合併、会社分割、株式交換又は株式移転の比率等に応じて合理的に調整する。調整後の1円未満の端数は切り捨てる。

4) 承継された本新株予約権の権利行使期間、その他の取得又は権利行使の条件、発行決議の失効等

本要項に準じて、合併、会社分割、株式交換又は株式移転に際して当社取締役会が決定する。

5) 取締役会による譲渡承認について

本新株予約権の譲渡については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権証券の発行制限

本新株予約権証券は、これを発行しない。

(b) 本新株予約権の総数

本新株予約権の無償割当の基準日（下記(d)により定義される。）最終の発行済株式数（ただし、同時点において当社の有する当社普通株式の数を除く。）に1を乗じた数を上限とする。

(c) 本新株予約権無償割当の対象となる株主

本新株予約権の無償割当の基準日（下記(d)により定義される。）における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主（下記(e)の定めにて新株予約権を行使できない者も含み、自己株式の保有者としての当社は除く。）

(d) 本新株予約権無償割当の基準日及び効力発生日

(1) 基準日

当社取締役会が本プランの発動を決定した日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(2) 効力発生日

基準日以降の日で、当社取締役会が別途定める日とする。

(e) 本新株予約権の行使の条件

(1) 1) 特定大量保有者、2) その共同保有者、3) 特定大量買付者、4) その特別関係者、もしくは5) 上記1) ないし4) 記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、

又は6) 上記1) ないし5) 記載の者の関連者のいずれにも該当しない者のみが、本新株予約権を行使することができる。

なお、上記に用いられる用語は次のとおり定義される。

- 1) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等（証券取引法第27条の23第1項に定義される。以下別段の定めがない限り同じ。）について、20%以上の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に定義される。）を保有する者又は20%以上保有することになると当社取締役会が認める者をいう。
- 2) 「共同保有者」とは、証券取引法第27条の23第5項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。なお、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。
- 3) 「特定大量買付者」とは、公開買付け（証券取引法第27条の2第6項に定義される。）によって当社が発行者である株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義される。以下同じ。）の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして証券取引法施行令第7条第1項に定める場合を含む。）に係る株券等（同法第27条の2第1項に定義される。）の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に定義される。以下同じ。）とその者の特別関係者の株券等所有割合とを合計して20%以上となる者をいう。
- 4) 「特別関係者」とは、証券取引法第27条の2第7項に定義される者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- 5) ある者の「関連者」とは、実質的にその者が支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。

- (2) 上記(1)にかかわらず、下記①ないし④の各号に記載される者は、特定大量保有者又は特定大量買付者に該当しないものとする。
- ①当社、当社の子会社又は当社の関連会社
 - ②当社を支配する意図なく特定大量保有者となった者であると当社取締役会が認めた者であって、かつ、特定大量保有者になった後10日間（ただし、当社取締役会はかかる期間を延長することができる。）以内にその保有する当社の株券等を処分等することにより特定大量保有者ではなくなった者
 - ③当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、当社の特定大量保有者になった者であると当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）
 - ④その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者（当社取締役会は、いつでもこれを認めることができる。また、一定の条件の下に当社の企業価値、株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限る。）
- (3) 適用ある外国の法令上、当該法令の管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために、1) 所定の手続の履行もしくは2) 所定の条件（一定期間の行使禁止、所定の書類の提出等を含む。）の充足、又は3) その双方（以下「準拋法行使手続・条件」と総称する。）が必要とされる場合には、当該管轄地域に所在する者は、当該準拋法行使手続・条件が全て履行又は充足された場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる準拋法行使手続・条件については、当社としてこれを履行又は充足する義務は負わないものとする。また、当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することが当該法令上認められない場合（以下「準拋法行使禁止事由」

という。)には、当該管轄地域に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。

- (4) 上記(3)にかかわらず、米国に所在する者は、当社に対し、1) 自らが米国1933年証券法ルール501(a)に定義する適格投資家 (accredited investor) であることを表明、保証し、かつ2) その保有する本新株予約権の行使の結果取得する当社普通株式の転売は東京証券取引所における普通取引(ただし、事前の取決めに基づかず、かつ事前の勧誘を行わないものとする。)によってのみこれを行うことを誓約した場合に限り、当該本新株予約権を行使することができる。当社は、かかる場合に限り、当該米国に所在する者が当該本新株予約権を行使するために当社が履行又は充足することが必要とされる米国1933年証券法レギュレーションD及び米国州法に係る準拠法行使手続・条件を履行又は充足するものとする。なお、米国における法令の変更等の理由により、米国に所在する者が上記1)及び2)を充足しても米国証券法上適法に本新株予約権の行使を認めることができないと当社取締役会が認める場合には、米国に所在する者は、本新株予約権を行使することができない。
- (5) 上記(1)ないし(4)の規定に従い本新株予約権を有する者が本新株予約権を行使することができない場合であっても、当社は、当該本新株予約権を有する者に対して、損害賠償責任その他の責任を一切負わないものとする。

(f) 本新株予約権の行使方法等

(1) 本新株予約権の行使の方法及び行使の請求場所

本新株予約権の行使は、当社所定の新株予約権行使請求書(当該本新株予約権者が上記(e)(1)記載の1)ないし6)のいずれにも該当せず、かかるいずれの者のために行使しようとしているものではないこと等の表明・保証条項及び補償条項を含む。)に行使する本新株予約権の個数、対象株式数及び住所等の必要事項を記載し、これに記名押印したうえ、必要に応じて別に定める本新株予約権行使に要する書類並びに会社法、

証券取引法その他の法令及びその関連法規（日本証券業協会並びに本邦証券取引所の定める規則等を含む。）上その時々において要求されるその他の書類（以下「添付書類」という。）を添えて払込取扱場所に提出し、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭を払込取扱場所に払い込むことにより行われるものとする。なお、本新株予約権者は、その所有する各新株予約権を個別に行使できるものとし、かかる個別行使の際に残余の本新株予約権がある場合には、当社は、当該本新株予約権者の個別行使の日付と残余の本新株予約権の個数を新株予約権原簿に記載又は記録するものとする。

(2) 本新株予約権行使請求の効力発生時期

本新株予約権の行使請求の効力発生時期は、上記(1)の規定に従い、行使に係る本新株予約権行使請求書及び添付書類が払込取扱場所に到着した時とする。本新株予約権の行使の効力は、かかる本新株予約権の行使請求の効力が生じた場合であって、かつ、当該行使に係る本新株予約権の目的たる株式の行使価額全額に相当する金銭が払込取扱場所において払い込まれた時に生じるものとする。

(g) 新株予約権者に対する通知

- (1) 新株予約権者に対する通知は、新株予約権原簿に記載された新株予約権者の住所宛に書面により行うものとし、かかる通知は通常到達すべかりし時に到達したものとみなす。
- (2) 承諾については、新株予約権者に、その承諾を求める通知が到達したとみなされた日から14日以内に、新株予約権者により書面にて当社に対して別段の意思表示がなされない場合には、当社は新株予約権者がこれに承諾したものとみなすことができる。

(h) 証券取引法による届出

上記各項については、証券取引法による届出を必要とするときは、その届出の効力発生を条件とする。

(i) 法令の改正等による修正

法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合においては、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えるものとする。

以 上

第5号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
1	行待裕弘 (昭和7年1月30日生)	昭和28年10月 味楽会入社 昭和30年11月 当社設立、取締役に就任 昭和51年10月 当社常務取締役に就任 昭和60年1月 当社専務取締役に就任 平成3年10月 当社取締役副社長に就任 平成11年4月 当社代表取締役副社長に就任 平成12年4月 当社代表取締役社長に就任（現任）	(1) 480,036株 (2) なし
2	堀井紘一 (昭和17年11月17日生)	昭和39年7月 当社入社 平成6年6月 当社取締役に就任 平成11年4月 当社常務取締役に就任 平成13年3月 当社常務執行役員に就任 平成17年3月 当社専務取締役に就任（現任） 平成18年3月 当社法人事業部、ベルマリエ事業室、ルボンディール事業室を管掌、東京支社長（現任） 平成18年7月 当社ペット事業開発室を管掌（現任）	(1) 16,000株 (2) なし
3	田川喜一 (昭和22年9月25日生)	昭和41年3月 当社入社 平成9年6月 当社取締役に就任 平成13年3月 当社執行役員に就任 平成17年3月 当社常務取締役に就任（現任） 平成18年3月 当社経営戦略部、マーケティング部、制作企画部、デジタルメディア部、印刷資材部、品質管理部、SCM推進部を管掌（現任）	(1) 16,000株 (2) なし

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況		(1) 所有する当社 株式の数 (2) 当社との特別の 利害関係
4	田 辺 道 夫 (昭和21年7月23日生)	昭和42年4月 平成9年6月 平成13年3月 平成17年3月 平成18年3月 平成19年1月	当社入社 当社取締役に就任 当社執行役員に就任 当社常務取締役に就任(現任) 当社ファッション開発部、育児開発部、SCM第一部、美健開発部、ダイズニー開発部、マンスリー開発部、ギフト開発部、20代開発部を管掌(現任) 当社営業部を管掌(現任)	(1) 4,100株 (2) な し
5	澤 本 莊 八 (昭和23年2月9日生)	昭和47年3月 平成9年6月 平成13年3月 平成17年3月 平成18年3月	当社入社 当社取締役に就任 当社執行役員に就任 当社常務取締役に就任(現任) 当社店舗事業開発部、業務企画部を管掌(現任)	(1) 15,640株 (2) な し
6	久保田 清 (昭和23年4月28日生)	昭和42年3月 平成10年4月 平成13年3月 平成17年1月 平成17年3月	当社入社 当社人事部長 当社執行役員に就任 当社情報システム部長 当社取締役に就任(現任) 当社人事部、情報システム部を管掌(現任)	(1) 11,000株 (2) な し
7	藤 由 和 秀 (昭和23年9月5日生)	昭和49年3月 平成11年6月 平成13年3月 平成17年1月 平成17年3月	当社入社 当社経営企画部長 当社執行役員に就任 当社総務・IR広報部長兼財務企画部長 当社取締役に就任(現任) 当社総務・IR広報部、財務企画部を管掌(現任)	(1) 2,000株 (2) な し

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
8	朝田 郁 (昭和29年4月1日生)	昭和57年3月 当社入社 平成13年8月 当社リビング開発部長(現任) 平成17年3月 当社執行役員に就任(現任) 当社ベルメゾン生活スタイル研究所長(現任) 平成18年3月 当社取締役就任(現任) 当社リビング開発部、SCM第二部、ベルメゾン生活スタイル研究所を管掌(現任)	(1) 1,000株 (2) なし
9	大石 友子 (昭和29年11月8日生)	昭和52年4月 ㈱ヤマハ音楽振興会に勤務 昭和63年2月 ㈱横浜市女性協会に勤務 平成9年6月 ㈱女性労働協会に勤務 平成13年4月 京都学園大学経営学部教授(現任) 平成18年3月 当社取締役就任(現任)	(1) なし (2) なし

(注) 取締役候補者のうち大石友子氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号の社外取締役候補者であります。

第6号議案 監査役3名選任の件

監査役佐野 誠、山岸洋二、羽間平安、小泉英之氏の各氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに他の法人等の代表状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 当社との特別の利害関係
1	鳥取捷二 (昭和18年1月8日生)	平成5年7月 当社入社 平成7年4月 当社法務・審査部長 平成10年6月 当社取締役就任 平成11年6月 当社法務・審査部長兼監査部長 平成13年3月 当社執行役員に就任 平成17年3月 当社取締役を退任 当社常務執行役員に就任(現任)	(1) 8,000株 (2) なし
2	猪田義廣 (昭和16年9月20日生)	昭和35年8月 当社入社 平成4年6月 当社取締役就任 平成13年3月 当社常務取締役兼常務執行役員に就任 平成16年8月 千趣ロジスコ(株)代表取締役社長に就任(現任) 平成17年3月 当社常務取締役を退任	(1) 49,923株 (2) なし
3	小泉英之 (昭和28年1月9日生)	昭和52年10月 等松青木監査法人(現、監査法人トーマツ)入所 昭和56年3月 公認会計士登録 昭和59年7月 税理士登録 昭和62年1月 小泉公認会計士事務所開業(現任) 昭和62年4月 センチュリー監査法人(現、新日本監査法人)入所 平成7年6月 日本金銭機械(株)監査役に就任(現任) 平成15年3月 当社監査役に就任(現任)	(1) なし (2) なし

(注) 監査役候補者のうち小泉英之氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号の社外監査役候補者であります。

第7号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます佐野誠、山岸洋二の両氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役各氏の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
佐野 誠	平成15年3月 当社監査役に就任、現在に至る
山岸 洋二	平成12年6月 当社監査役に就任、現在に至る

第8号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役9名及び監査役5名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額39百万円（取締役分3,375万円、監査役分525万円）を支給することといたしたいと存じます。

第9号議案 取締役及び監査役の報酬額改定の件

当社の取締役及び監査役の報酬額は、平成6年6月29日開催の第49期定時株主総会において取締役の報酬額を月額5千万円以内、監査役の報酬額を月額6百万円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、その後の取締役の人数の減少と、今後は取締役及び監査役賞与を報酬枠内で支給したいことを考慮して、取締役の報酬額を年額4億円以内、監査役の報酬額を年額7千万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は9名、監査役は5名ですが、第5号及び第6号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は9名、監査役は4名となります。

以上

メ モ